

相馬中核工業団地（東地区）内共同自家発新設計画に係る  
環境影響評価準備書に対する意見について

1 総括的事項

- (1) 環境保全措置の実施に当たっては、最新の環境対策技術、工法等を積極的に採用する等して、環境負荷の低減に努めること。
- (2) 環境影響評価書作成段階で、事業内容を変更する必要がある場合には、当該変更による環境への影響について予測及び評価し、その結果に基づく必要な環境保全措置を講じること。
- (3) 新たな環境保全措置を講じようとする場合には、当該環境保全措置の検討の経緯及びその効果を具体的に環境影響評価書に記載すること。

2 大気環境について

- (1) 排出ガス中の有害物質、特にカドミウム、鉛、水銀及びクロムについては、使用予定の炭種に応じて定量的に予測、評価すること。なお、定量的な予測、評価が困難な場合は、事後調査を実施すること。  
また、大気汚染物質による環境への負荷をできる限り低減させる必要があるため、環境保全措置の検討にあたっては、複数案を比較検討し、より高性能なものを選定すること。
- (2) 石炭の炭種を選定にあたっては、重金属等有害物質の排出が可能な限り低減される性状のものを使用するとともに、その選定経過を示すこと。
- (3) 石炭を大量に取り扱うことから、運搬車両の事故防止対策、発電所構内に設置予定の密閉型ベルトコンベア及び石炭サイロ等の維持管理を確実にすること。

3 水環境について

- (1) 排水中の有害物質、特にカドミウム、鉛及び水銀については、定量的に予測、評価すること。なお、定量的に予測、評価することが困難な場合は、事後調査を実施すること。
- (2) 石炭の炭種を選定にあたっては、重金属等有害物質の排出が可能な限り低減される性状のものを使用するとともに、その選定経過を示すこと。
- (3) 放流先の地蔵川のふっ素、生物化学的酸素要求量(BOD)等は現状として比較的高い数値となっていることから、排水処理施設の機種を選定にあたっては、より高性能なものを導入するよう努めること。  
また、施設の工事中及び供用にあたっては、下流域及び沿岸海域の水質汚濁をはじめ、周辺的生活環境や漁業等への影響がないよう、工事に伴う排水、プラント排水及び生活排水を適正に管理すること。
- (4) 工事中に発生する濁水を処理する仮設沈殿池の容量についての設計根拠、監視位置及び監視頻度等の維持管理方法を示すこと。

#### 4 動物・植物について

ふくしまレッドリストに該当する鳥類の営巣等が確認されていることから、工事の実施にあたっては環境保全措置を講ずること。

また、工事中及び供用時において、事業実施計画区域及びその周辺地域で希少な動植物の生息及び生育が新たに確認された場合は、専門家の指導及び助言を得るなどして、事業の実施による影響が最小限となるよう、必要な環境保全措置を講ずること。

#### 5 廃棄物等について

基礎掘削工事の際に発生する土砂及び建設汚泥の敷地内での埋め戻し及び盛土としての利用については、使用までの期間の保管場所、飛散・流出防止等対策を示すこと。

#### 6 温室効果ガス等について

火力発電所は、温室効果ガスである二酸化炭素の主要な排出源であり、地球温暖化対策が喫緊の課題となっている中、その削減は非常に重要な課題である。一般的に火力発電所の規模が小さくなることで熱効率が低下し、単位発電量当たりの二酸化炭素の排出量は増加する。二酸化炭素の排出削減が世界の重要課題のひとつとなっており、日本においても今年6月に示された温室効果ガス排出量削減目標(2013年度比で2030年度26%削減)を達成することが至上命題とされる中、小規模石炭火力発電という前提の中で最も効率の良い設備を採用しているということのみをもって、二酸化炭素削減に最良の措置をとっているという主張は、市民感覚として認められないことは明らかである。

従って、燃料の選択に際して二酸化炭素排出量等に関して最良の選択を行うなど、実行可能な最大限の対策を講じることが事業実施に当たっての前提とし、それを確実に実行することが温暖化対策に要する社会全体のコストの削減となり、電力業界全体ひいては当該事業に係るコストの削減にもなることを十分に認識して積極的に取り組むこと。

また、電力業界全体において今後温室効果ガスの削減について検討される取組等については、小規模発電所においても率先して参加し取り組むことが求められる。

これらを踏まえ、以下について検討のうえ、適切かつ確実に実行すること。

- (1) 二酸化炭素の排出低減のため、木質ペレット等のバイオマス燃料の混焼を確実に実施するとともに、混焼割合を高めるよう努めること。
- (2) 石炭の炭種の選定にあたっては、二酸化炭素の排出が可能な限り低減される性状のものを使用するとともに、その選定経過を示すこと。
- (3) 当該施設は、長期間にわたって使用される火力発電所であることから、適切な運用管理、設備更新等を行うことにより発電効率を維持し、二酸化炭素排出係数を上昇させないよう努めること。
- (4) 国の二酸化炭素回収・貯留等に関する検討結果や二酸化炭素分離・回収設備の実用化をはじめとした二酸化炭素排出削減対策の技術開発状況を踏まえ、二酸化炭素排出削減対策に継続的に取り組むこと。

## 7 その他

環境影響評価書の記載に当たっては、上記の内容を踏まえるとともに、追加の環境保全措置を検討する場合には、必要に応じて関係機関と協議すること。